

# 令和2年度政策評価結果の政策への反映状況

令和4年6月  
金融庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した施策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kisei/fsa.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html)) 参照

| No. | 政策の名称  | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|-----|--|---|
| 1   | ファイアーウォール規制の見直し（令和3年12月24日公表）                          | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について、所要の手続を経て公布・施行する予定。</p> |
| 2   | 会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図るための措置（令和4年2月28日公表） | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和4年3月）。</p>  |
| 3   | 電子決済手段等への対応（令和4年3月3日公表）                                | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和4年3月）。</p>                        |
| 4   | 銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応（令和4年3月3日公表）                    | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和4年3月）。</p>                        |
| 5   | 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応（令和4年3月3日公表）                       | <p>&lt;制度改正&gt;</p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和4年3月）。</p>                        |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（令和3年9月1日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/sotoku/fsa.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html)) 参照

| No. | 政策の名称                    | 政策評価の結果の政策への反映状況   |
|-----|--------------------------|--|
| 1   | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 | <p>&lt;税制改正&gt;</p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長について税制改正要望（令和3年8月）を行った。その結果、自然災害が多発傾向にあることも踏まえ、保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険及び風水害保険に係る特例積立率</p> |

|   |                        |  |
|---|------------------------|--|
|   |                        | を10%に引き上げるほか、特例積立率の対象となる保険種目の見直しを行う措置が、令和4年度税制改正大綱に盛り込まれた。   |
| 2 | 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長 | <p>&lt;税制改正&gt;</p> <p>租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長について税制改正要望（令和3年8月）を行った。その結果、以下の措置が、令和4年度税制改正大綱に盛り込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例について、欠損金の控除限度額の特例措置の適用期限を4年延長した上、欠損金の繰越期間の特例措置及び欠損金の控除限度額の特例措置を租税特別措置法に規定する。</li> <li>○ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置を租税特別措置法に規定した上、不適用措置の適用期限を2年延長する。</li> </ul> |

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和3年8月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/fsa\\_h29.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html)) 参照

| No. | 政策の名称   | 政策評価の結果 | 反映状況   | 政策評価の結果の政策への反映状況  |
|-----|---|---------|--------|---|
| 1   | 【基本政策 I 施策 I-1】<br>マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 | 目標達成    | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」及び「企業データ分析を通じた金融支援等実施経費」の令和4年度予算要求(390百万円※)を行い、政府予算に計上(298百万円※)された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、例えば、大手銀行グループのモニタリングの知見を活用した地域銀行や生命保険会社に対する有価証券運用ヒアリングの実施といった業態横断的な対応に加え、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大手銀行グループについては、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)による事業の不確実性</li> </ul> |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>が続く中、特に、貸出が集中し、コロナの影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行い、その上で金融機関による資金繰り支援や資本金性資金の提供といった事業者への支援の状況について確認を行った。また、国内外の経済環境の変化も見据えた内部格付や償却・引当のプロセスの有効性について金融機関と対話を行った。さらに、各金融機関の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場や外貨流動性に係るリスク管理態勢の高度化を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新形態銀行については、新形態銀行の親会社である銀行持株会社等との対話を通じて、グループベースでの事業戦略やガバナンス機能の発揮状況等の確認を行った。また、他業連携・デジタル技術のさらなる活用に向けた動きを踏まえたガバナンス態勢の構築やリスク管理の高度化に向けて、金融機関と対話を行った。</li> <li>○ 地域金融機関については、地域金融機関が、自らの融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めて、引き続き取組事例の把握を行った。</li> <li>○ 証券会社については、大手・ネット系・地域証券等の業態・特性に応じて、証券会社としての金融仲介機能を最大限発揮することができるよう、顧客本位の業務運営態勢の構築、適切なコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮等に関する取組や、それによる持続可能なビジネスモデルの構築といった観点について深度ある対話を継続した。</li> <li>○ 保険会社については、事業環境の変化に応じた持続可能なビジネスモデルの構築や顧客ニーズの変化に即した商品開発、グループベースでのガバナンスの高度化の推進といった取組について対話を通じて促した。また、自然災害への対応については、経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図りつつリスク管理を行うといった各社の取組について継続してモニタリングを実施した。さらに、適正・迅速な保険金支払いや水災リスクに応じた火災保険料率のあり方等について、損保業界等と対話を行った。また、経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく健全性政策への円滑な移行に向けた準備を着実に進めるとともに、財務上の指標や規制につい</li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|   |   |          |        |   |
|---|---|----------|--------|---|
|   |   |          |        | <p>ても検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本郵政グループについては、市場運用の深化に向けたリスク管理の高度化に加えて、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に係る取組について対話を行った。</li> <li>○ また、LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）は、米ドルの一部テナー（期間）を除き令和3年12月末の公表停止が確定しており、限られた時間を強く意識し、日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画（令和2年8月公表、令和3年4月一部更新）に則り、金融機関のLIBORからの移行に向けた取組について、監督当局として丁寧な顧客対応も含めて着実に進捗しているかモニタリングを行い、進捗状況に応じた対応の徹底を求めた。</li> <li>○ ウクライナ情勢を踏まえ、ウクライナやロシア、ベラルーシに関連する与信や投資、運用に関する直接的なリスクのみならず、国際的に様々な金融市場、商品市場等の急激な変動をもたらすリスク等に対し、大手銀行グループや証券会社、保険会社その他の金融機関の健全性などに関し、適切にモニタリングを行った。</li> </ul>   |
| 2 | <p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-2】<br/>健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;<br/>評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の令和4年度予算要求（8百万円）を行い、政府予算に計上（8百万円）された。</p> <p>&lt;定員要求&gt;<br/>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和4年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険会社に対する新たなソルベンシー規制の導入及びそれに伴った監督体制の整備：課長補佐1名</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;<br/>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」での議論に基づく報告書や、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話、検討過程の情報開示等、国内規制の整備に向けた検討や準備につき透明性を確保しつつ進めた。</li> <li>○ 平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの国内実施について、関係者と十分に対話を行いながら、令和3年9月、10月に、国内実施に関する告示改正案を公表する等の準備を進めた。</li> <li>○ 信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入</li> </ul> |

|   |  |          |        |  |
|---|--|----------|--------|--|
|   |  |          |        | <p>について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めた。</p> <p>○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った。</p>   |
| 3 | <p>【基本政策 I 施策 I-3】<br/>金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催に必要な経費」、「事業者支援のための地域金融人材の能力向上に必要な経費」、「海外制度の分析・把握のために必要な経費」、「事業再生の実務効率化や手法確立に向けた調査研究に必要な経費」及び「協同組織金融機関の金融仲介機能の発揮に必要な経費」の令和4年度予算要求（138百万円）を行い、政府予算に計上（60百万円）された。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和4年度機構・定員要求を行った。</p> <p>○人材マッチング推進室の新設（機構）</p> <p>○地域経済の維持・活性化の推進のための体制整備：課長補佐1名</p> <p>○地域企業経営人材マッチング促進事業の運営・拡大のための体制整備：課長補佐1名、係長1名</p> <p>○ 地域銀行の金融機能強化のための体制整備（時限延長）：課長補佐2名、係長2名</p> <p>○ 協同組織金融機関の金融機能強化のための体制整備（時限延長）：課長補佐2名、係長1名</p> <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <p>○ 測定指標（事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を促進）を新たに設定した。</p> <p>○ 測定指標（金融機能強化法の一部改正により創設された「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関に対する適切なフォローアップの実施）を新たに設定した。</p> <p>○ 測定指標（コロナの影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画</p> |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>の取扱いの明確化) を新たに設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測定指標(経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討) を削除した。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、事業者からの相談、資金ニーズの変化等につき関係者からヒアリングし、資金繰り支援が全体として適切に行われているか確認した。</li> <li>○ また、令和4年2月、金融関係団体等に対し、ウクライナ情勢・原油価格上昇等により、中小企業のみならず、大企業・中堅企業を含めた多くの事業者に対する影響が懸念されるところ、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないように、引き続き、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底するよう要請した。</li> <li>○ 地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援した。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促した。その際、各金融機関の置かれた様々な経営環境や顧客企業の状況等について、適切に実態を把握し理解するほか、各地域の経済や企業等の状況についても、「企業アンケート調査」やその他幅広い関係者からの様々な情報収集等を通じて、分析・理解に努めた。</li> <li>○ ポストコロナを見据えた地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況など、金融機関の抱える課題に応じて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した。</li> <li>○ 特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、経営基盤強化に向けた実効性のある方策を策定・実行するよう促した。</li> <li>○ 国内外の様々な経済動向等を注視し、大口与信先の状況や市況の変化等が各地域金融機関の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促した。</li> <li>○ 地域金融機関のモニタリングに際しては、「コア・イ</li> </ul> |
|--|--|--|--|---|

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>シュー」も活用しつつ、経営トップをはじめとする地域金融機関各層の職員や社外取締役との間で対話を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナの影響を注視しつつ、協同組織金融機関において、必要に応じて日本政策金融公庫等とも連携し、プロパー融資や保証協会保証付き融資、資本金劣後ローンなど様々な方策を適切に組み合わせ、中小・零細事業者のニーズに応じた厚みのある支援が行われているか確認した。</li> <li>○ 業務範囲規制の見直しを踏まえ、協同組織金融機関からの新規業務に係る許認可等の照会に当たっては、金融庁と財務局が合同でヒアリングを実施するなど、監督業務の効率化を図ることで、協同組織金融機関による自主的な取組を後押しした。</li> <li>○ 協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域経済の発展に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、それぞれの特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めた。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めた。</li> <li>○ これまで財務局による創意工夫の下で進めてきた探究型対話について、蓄積された対話の知見・ノウハウを整理し、その有効性を検証しつつ、持続可能なビジネスモデルの構築に資する対話手法の確立に向けて取り組んだ。</li> <li>○ 中央機関においては、協同組織金融機関への経営・業務サポートといった役割を発揮するよう、業界全体のリスク管理の高度化や収益向上、財務基盤の強化に向けた取組等について、対話を通じて促した。</li> <li>○ デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に幅広く貢献する銀行等の取組を後押しする観点から、令和3年11月、業務範囲規制・出資規制の抜本的な見直しを含む改正銀行法等を施行（法律公布（令和3年5月）後、6か月以内施行）した。</li> <li>○ 経営者保証ガイドライン及び特則の周知を継続して実施したほか、組織的事例の積極的な横展開のため、事例の更新や周知を実施した。</li> <li>○ 令和3年9月に各協会等に宛てて発出した要請文（事業</li> </ul> |
|--|--|--|---|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について)において、「貸出条件緩和債権の判定に当たっては、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間を延長する、計画を策定するまでの期限を猶予する、計画を新型コロナウイルス感染症以前の実績等に基づき作成するなどの柔軟な取扱いも差し支えない。」旨を明確化した。また、同年10月、この「柔軟な取扱い」についての基本的な考え方をQ&amp;A形式で整理・公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先導的人材マッチング事業等も活用しつつ、金融機関が、顧客企業に対する人材紹介業務等を通じて、地域企業における経営人材ニーズを掘り起こし、マッチングする取組が早期に定着するよう、引き続き、金融機関を含む関係者と対話を行った。</li> <li>○ 転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするため、大企業の人材リストを整備し、地域金融機関による人材マッチングを促進した。この人材マッチングをさらに推進するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、「地域企業経営人材マッチング促進事業に要する経費」を令和3年度補正予算に計上した(1,842百万円)。</li> <li>○ 事業全体を対象とする新たな担保制度である事業成長担保権(仮称)の導入に向けて、幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、法制度の具体的なあり方、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めた。金融庁では、こうした検討等を踏まえ、我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献している。</li> <li>○ 地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論するRegional Banking Summit(Re:ing/SUM)を開催した。</li> <li>○ 関係機関と連携しつつ、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び「廃業時における『経営者保証ガイドライン』の基本的考え方」を策定した。</li> <li>○ 金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域・組織・業態を超えて事業者支援のノウハウや知見を共有する取組を支援した。</li> <li>○ 金融機能強化法に基づく「資金交付制度」の活用申請に当たっては、「実施計画」について、同計画の実施に</li> </ul> |
|--|--|--|--|

|   |   |          |        |  |
|---|---|----------|--------|--|
|   |   |          |        | <p>よる基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表した。</li> <li>○ 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表した。</li> <li>○ 地域課題の解決支援については、地域金融機関や自治体をはじめとする多様な組織から寄せられる全国各地での地域課題に対して、「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組を進めた。</li> <li>○ 地域の関係者と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組を一体的かつ包括的に推進した。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進した。</li> </ul> |
| 4 | <p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】<br/>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」、「資産形成の意義に係る広報イベント等経費」、「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」、「金融知識等普及施策奨励経費」、「金融教育推進のための経費」及び「多様なニーズに応じた資産形成を行うための広報活動に必要な経費」の令和4年度予算要求(29百万円)を行い、政府予算に計上(29百万円)された。</p> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着・「重要情報シート」の導入・活用に向けて、継続的に業界との議論を実施した。特に仕組債やレバレッジ・インバース型ETF等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進めた。また、金融事業者が「重要情報シート」を作成する際に参考になると思われる目線やベスト・プラクティスの例などをまとめた「重</li> </ul>  |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>要情報シート」を作成・活用する際の手引き」を公表した（令和3年5月）。さらに、主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各金融事業者における顧客本位の業務運営についての取組方針や取組状況等に関する報告について、比較可能性を高めた形で「金融事業者リスト」として掲載・公表を実施した（令和3年9月）。その際、取組方針等の公表におけるベストプラクティスを追求し、より良い取組を行う事業者が選択されるメカニズムを実現していく観点から、顧客が事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか、「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか、といった観点から事業者と対話を行った。</li> <li>顧客への有益な情報提供及び顧客本位の商品募集をさらに促す観点から、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」（運用評価別顧客比率、銘柄別コスト・リターン）を、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」と同様の基準で定義を公表した（令和4年1月）。</li> <li>顧客本位の業務運営に関する取組が自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながっているかという観点で、各業態における取組の進展も踏まえた上で、深度ある対話を継続して実施した。さらに、長期分散投資を実現するための提案プロセス（営業支援インフラの営業現場での適切な利用状況を含む）、最善の商品を提案するための選定の仕組みの構築、適切な動機付けにより経営目標の達成につなげる業績評価体系のあり方等に関しても、継続的にモニタリング・対話を実施した。</li> <li>アンケートの実施等により、各業態におけるリスク性金融商品の販売状況等を把握・分析し、顧客本位の業務運営の観点から適切な販売がなされているかといった観点を踏まえつつ、テーマ性が強い投資信託や国内外の相場変動の影響を受けやすい仕組債についての適切かつ丁寧な顧客への説明の状況、外貨建保険の販売についての募集管理やアフターフォローの対応状況を中心にリスク性金融商品全般の販売状況につ</li> </ul> |
|--|--|--|---|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>いてもモニタリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家計における長期・積立・分散投資の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度の利便性向上に向けた税制改正要望を行い、税制改正大綱において、NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用等が盛り込まれた。</li> </ul> </li> <li>○ アクセシビリティの向上(利用者の利便を向上させるための取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、令和3年度も引き続き、各金融機関に対してアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、業界団体との意見交換会において、各金融機関へ対応を要請した。また、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供開始(令和3年7月)を受け、金融庁所管の業界団体に対し周知を行ったほか、業界団体との意見交換会等の機会を通じて当該サービスの活用の検討を促した。さらに、総務省等と連携し業界団体向けに当該サービスに係る説明会を実施した。</li> <li>・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表した。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しについて、対応の着眼点等の整理や周知が進むよう、引き続き業界の取組を後押しした。このほか、認知症サポーターの養成、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押しした。</li> <li>・金融機関の外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けた取組の推進に資するよう、外国人対応にかかる留意事項・取組事例を取りまとめて公表した。また、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、記載内容を拡充・更新し、金融機関や地方公共団体、大学、受入れ企業、関係省庁等に配布するとともに、受入れ企業等に対する周知を行った。加えて、金融機関へのモニタリングを通して、在留期間の管理を行い、帰国時の口座の売買等を防ぐなど、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資す</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|--|---|

|   |   |          |        |  |
|---|---|----------|--------|--|
|   |   |          |        | <p>る適切な顧客管理を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が委託・実施した、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業の結果を踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた業界における検討を後押しした。</li> </ul> <p>○ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若年層を主たる対象として、ウェブ教材を含むICTを利活用しつつ、関係省庁、団体と連携し、取組を推進した。具体的には、高校や大学へのオンライン授業等の実施、令和4年4月から施行される成年年齢の引下げや、高校新学習指導要領の実施を踏まえた学校教員向け研修会等を通じて、より効果的な金融経済教育の手法の検討等に取り組んだ。</li> </ul>  |
| 5 | <p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】<br/>利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」、「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」及び「貸付自粛制度の推進に必要な経費」の令和4年度予算要求（28百万円※）を行い、政府予算に計上（27百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和4年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大手資金決済業者に対する検査・監督体制の整備：主任統括検査官1名、課長補佐1名、係長1名、金融証券検査官1名</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促した。</li> <li>○ 保険会社等については、人口減少や自動車保険市場の縮小等の中長期的な課題に加え、コロナにより必要性が高まった非対面・効率的な業務運営などへの対応が求め</li> </ul> |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>られる中、こうした事業環境の変化も踏まえ、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少額短期保険業者については、財務局と連携して経営管理や財務の健全性、業務の適切性について、継続的なモニタリングや財務分析等を行い、その中で課題が把握された業者に対しては、改善に向けたフォローアップを行った。経過措置終了に向けた対応については、各経過措置適用業者ともに本則への移行が進んでいることを確認した。</li> <li>○ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、顧客本位の業務運営や顧客ニーズを踏まえた商品・サービスの在り方等への対応状況について対話した。</li> <li>○ 暗号資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理体制等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施した。</li> <li>・無登録で暗号資産交換業を行っていた者7先に対して照会書を発出するとともに（令和3年4月から令和4年3月まで）、2先に対して警告書を発出し、社名等を公表した。</li> </ul> </li> <li>○ 資金決済事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年5月に改正資金決済法が施行されたことを踏まえ、新たに創設された種別の資金移動業である第一種及び第三種資金移動業者に係る登録及び認可審査を実施するとともに、第二種資金移動業も含めて、改正資金決済法で求められる措置に係る体制整備の状況についてモニタリングを行った。</li> <li>・前払式支払手段発行者については、改正資金決済法も踏まえた未使用残高の移転が可能な前払式支払手段を発行する場合に求められる移転上限額の設定等の措置が取られているか等について、モニタリングを行った。</li> <li>・資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討状況を踏まえ、新たに全銀システムに接続する事業者に対するモニタリング上の対応を検討した。</li> </ul> </li> <li>○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（令和3年6月、令和4年1月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や業務改善に資する取組等について議論を行った。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|---|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施した。</li> <li>・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップした。</li> <li>・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めた。</li> <li>・貸金業の利用者についての実態把握を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。</li> <li>・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を当庁ウェブサイトにおいて公表した。</li> <li>・振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、同法に基づく返金制度や犯罪被害者等支援事業について周知を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期ごとに当庁ウェブサイトにおいて公表した。</li> <li>・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和3年11月）。</li> <li>・特に、キャッシュカード窃取による預金の不正引出しが多発していることを踏まえ、金融機関に対して、セキュリティ対策向上のための取組を促した。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|--|

|   |         |      |      |  |
|---|---------|------|------|--|
|   |         |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁と連携し、還付金詐欺の被害防止対策の推進について、金融機関に要請文を発出した（令和4年1月）。</li> <li>○ 様々な形態の取引への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引、例えばSNS個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化等について、多重債務防止等の観点から、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起等を行った。</li> </ul> </li> <li>○ 成年年齢引下げへの対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会と連携して、貸金業者の若年者に対する貸付けの実態や多重債務防止に向けた自主的な取組状況、今後の方針等を把握するための調査を実施し、その結果を金融庁・同協会のウェブサイトにおいて公表した。また、若年者が収入に比して過大な債務を負うことがないよう、同協会の自主ガイドラインに、「若年者へ貸付けを行う場合には、貸付額が50万円以下であっても、収入の状況を示す書類の提出を受け、これを確認すること」が追加された。これを踏まえ、金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインを遵守するよう、要請文書を発出した。更に、金融庁ウェブサイト、若年者向けの特設ページを開設し、成年年齢引下げに向けた当庁の取組や、「過剰借入・ヤミ金融」に関する注意喚起、金融リテラシーの向上に役立つ情報を掲載し、SNSを活用した積極的な広報・啓発活動も実施した。</li> </ul> </li> <li>○ 無登録業者等に対する適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対して、問い合わせ等を通じ実態把握を行い、警察当局等と情報を共有する等連携した。また、無登録で金融商品取引業を行っていた者17先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。さらに、Twitterにおいて、上記公表内容のほか詐欺的な投資勧誘等に関する情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行った。加えて、無登録で金融商品取引業を行っていた者に係る裁判所への申立てを1件実施するとともに、当該事案について公表する際に、一般投資家向けの注意喚起情報を併せて掲載するなど、情報発信を強化した。</li> </ul> </li> </ul> |
| 6 | 【基本政策Ⅲ施 | 相当程度 | 引き続き | <予算要求>   |

|  |             |           |   |
|--|-------------|-----------|---|
| <p>策Ⅲ-1】<br/>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p> | <p>進展あり</p> | <p>推進</p> | <p>評価結果を踏まえ、「課徴金制度関係経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「検査等一般事務費」、「証券取引等監視経費（犯則調査経費）」、「証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）」、「証券取引等監視経費（証券取引審査経費）」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「インターネット巡回監視サービス利用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」及び「市場監視総合システム整備経費」の令和4年度予算概算要求(278百万円※)を行い、政府予算に計上(273百万円※)された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和4年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際金融都市の確立(新規参入が一層見込まれる外資系運用会社等の検査の実施)のための体制整備：国際証券検査室長1名、課長補佐1名、係長1名</li> <li>○ 国際金融都市の確立(外資系運用会社等の新規参入増加に伴う不公正取引等に対する犯則調査の実施)のための体制整備：主任証券取引特別調査官1名</li> <li>○ デジタルフォレンジック体制の整備(新規参入が一層見込まれる外資系運用会社等の調査・検査のための体制強化)：情報技術専門官1名、証券検査官1名</li> </ul> <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測定指標(不安定な動きがみられる金融・資本市場における機動的な市場監視の実施、フォワード・ルッキングな市場監視の実施)の見直しを行い、新たな測定指標(フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視の実施)を設定した。</li> <li>○ 測定指標(国内外の各機関等との連携強化等の実施、業務の継続的な点検等の実施)の見直しを行い、新たな測定指標(具体的で分かりやすい情報発信の実施、市場規律の強化に向けた一層の連携)を設定した。</li> <li>○ 測定指標(複数の市場をまたぐ取引の実態把握の実施)の見直しを行い、新たな測定指標(市場の公正性・透明性の確保等)を設定した。</li> <li>○ 新たな測定指標(銀証ファイアウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討)を設定した。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広く早く深い市場監視の実現に向けた取組</li> </ul> |
|--|-------------|-----------|---|

|   |                                |      |            |  |
|---|--------------------------------|------|------------|--|
|   |                                |      |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行った。</li> <li>・市場における自己規律強化の観点から、事例集の公表等において具体的で分かりやすい情報発信を実施した。また、証券監督者国際機構（IOSCO）のMMoU等を活用して海外当局との情報交換を実施するとともに、IOSCO等の国際会議への参加を通じて、最近の取組を紹介し合い、共通課題について議論するなど、海外当局等との連携・協力関係を強化するとともに、積極的な情報発信に努めた。</li> <li>・事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応した。</li> <li>・証券モニタリングにおいて、コロナの影響下における顧客対応、適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証を実施した。また、銀証ファイアウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方について関係部署と連携し検討を行った。さらに、複数の市場（取引所・私設取引システムPTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努めた。</li> <li>・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との間の連携を強化した。</li> </ul> <p>○ デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタライゼーションの飛躍的進展及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進した。</li> <li>・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組んだ。</li> </ul> |
| 7 | 【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】<br>企業の情報開示の質の向上のた | 目標達成 | 引き続き<br>推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「有価証券報告書等電子開示システム経費」、「企業財務諸制度調査等経費」、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「試験実施経費」及び「公認会計士等検</p>  |

|                            |  |   |
|----------------------------|--|---|
| <p>めの制度・環境整備とモニタリングの実施</p> |  | <p>査経費」の令和4年度予算要求（689百万円※）を行い、政府予算に計上（688百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和4年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公認会計士・監査審査会事務局長（充て職）の専任化</li> <li>○ 監査監督当局・同国際機関等との協力・連携機能の実強化：課長補佐1名</li> </ul> <p>&lt;法令・制度の整備・改正&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業会計基準委員会において、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が公表されたことを受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和3年9月）。</li> <li>○ 企業会計審議会監査部会を開催し、監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な品質管理に関する基準との整合性を確保しつつ、我が国の監査を巡る状況を踏まえ、「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表した（令和3年11月）。</li> <li>○ 会計監査の信頼性を確保するために必要な取組を総合的に議論するため、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」を開催し、論点整理を公表した（令和3年11月）。</li> <li>○ 会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずる「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和4年3月）。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方について検討を進めた。</li> <li>○ サステナビリティに関する開示を含む好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2021」を公表した（令和3年12月公表、令和4年3月最終更新）。また、有価</li> </ul> |
|----------------------------|--|---|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業等に対し、WEBセミナーを実施（令和3年4月から令和4年3月まで）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する審判手続開始の決定を行った。</li> <li>○ 「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、記載内容や傾向に関する分析及び関係者と議論を行い、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」を公表した（令和4年3月）。</li> <li>○ EDINETのシステム再構築について、令和2年10月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響等による作業進捗への影響を踏まえ、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ、開発を進めた。次期システムの運用及び保守については、意見招請における意見を踏まえて仕様書を確定させ、事業者の調達を行った。<br/>       なお、システムの稼働状況については、目標である稼働率99.9%以上（令和3年4月から4年2月末時点まで）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。</li> <li>○ コロナの影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に最大限配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会等の関係者をメンバーとする連絡協議会において、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応のあり方について共有を図った。</li> <li>○ 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、実施状況をフォローアップした。</li> <li>○ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の副議長国（令和3年4月就任）として、IFIARの運営を積極的に推進するとともに、国際的な大手監査法人グループの経営層の間でコロナ後のニューノーマルを見据えた対応及び国際的な品質管理基準の適用に向けた準備状況等に係る対話を行ったり、監査に係る国際的な基準設定主体のガバナンス改革に関する議論に参画したりするなど、各種ステークホルダーとのIFIARを代表しての対話等を通じ、監査監督当局間の国際協力に貢献してきた。また、ホスト国として、IFIARの事務局機能の維持確保に向けた各種支援を継続したほか、日本の</li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|   |   |      |        |   |
|---|---|------|--------|---|
|   |   |      |        | <p>財務報告エコシステムの関係者のネットワークである日本 I F I A R ネットワークとの意見交換や、講演への参加、会報への寄稿等を通じて I F I A R における議論の国内への還元に取り組みつつ、日本代表として、各国の監査監督当局との一層の連携強化を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査法人等に対するモニタリングについては、コロナによる監査業務への影響等を踏まえ、WEB会議システムを利用したヒアリングや一部の監査法人におけるオンラインでの電子監査調書の閲覧など、柔軟に対応するとともに、リモート検査の対象範囲を拡大するなど、効率性・実効性を向上させるため、実施方法の見直しを行った。</li> <li>○ 監査法人等の監査品質向上に向け、ガバナンス態勢、グループ監査、監査上の重要な検討事項（KAM）等に係る検証を重視してモニタリングを実施した。また、品質管理基準等の改訂の適用に向けた対応状況等を確認するとともに、当該改訂の適用後の審査会によるモニタリングの実施方法等について、見直しの検討を開始した。</li> <li>○ 公認会計士試験については、感染症対策を行った上で着実に実施するとともに、風水害の発生等を想定した検討・準備を進めた。また、平成28年から令和3年まで一貫して願書提出者数が増加しているところ、受験者の裾野の更なる拡大のため、引き続き、大学生向けの講演を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを作成した。</li> </ul> |
| 8 | <p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】<br/>市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;<br/>評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」、「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」、「コーポレートガバナンスの推進に係る事業費」、「英語発信力強化のための経費」、「世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究等事業費」、「資産運用業の高度化事業経費」、「フィンテックに関する相談業務に係る経費」、「国際金融都市の確立に向けた外資系投資運用事業者等の受入れに係る環境整備経費」及び「国際金融機能の確立のために必要な経費」の令和4年度予算要求（219百万円※）を行い、政府予算に計上（187百万円※）された。<br/>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p>&lt;定員要求&gt;<br/>評価結果を踏まえ、以下の通り令和4年度定員要求を行っ</p>  |

た。

- 国際金融機能の進展に伴う外資系金融機関に対する監督体制の強化：課長補佐3名・係長2名

<法令・制度の整備・改正>

評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。

- 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの再改訂版を、金融庁において投資家と企業の対話ガイドラインの改訂版を公表した(令和3年6月)。
- 令和3年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告を踏まえて以下の法令・制度の整備・改正を実施した。
  - ・スタートアップ企業への成長資金の供給の円滑化・多様化を図る観点から、株式投資型クラウドファンディング及び少数人数私募の人数通算期間の見直しに関する政令等の改正を行った(令和4年1月施行)。
  - ・上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアウォール規制に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した(令和3年12月)。
- 令和3年6月に公表された金融審議会市場制度ワーキング・グループ「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」報告書を踏まえて、金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する政令等の改正についてパブリックコメントを実施した(令和4年1月)。
- レバレッジ・インバース型ETF等については一般的なETF等とは異なるリスク特性があることを踏まえ、広告・説明義務の強化や信用取引保証金率の引上げを内容とする内閣府令の改正を行った(令和3年11月公布)。
- 清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正について令和4年4月にパブリックコメントを実施することとしている。なお、清算機関である日本証券クリアリング機構は、関係者の意見も考慮した上で令和3年10月に手数料の引下げを実施した。
- 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者(海外の資金のみ運用)や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続(届出)による参入手続を

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>創設した（令和3年11月施行）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに日本に参入する外国証券会社のうち一定の要件を満たす者について、英語での登録申請書等の提出を可能とするため、内閣府令の改正・告示の制定を行った（令和4年3月施行）。</li> <li>○ 外国の資産運用業者・高度金融人材が日本にビジネス参入しやすくするための税制改正等を要望し、措置された。具体的には、所得税に関し、キャリドインタレストの税務上の取扱いが明確化された（令和3年4月に国税庁への照会文書を公表）ほか、相続税に関し、勤労等のために日本に居住する外国人について、国外の外国人や短期的に滞在する外国人が相続人となる場合、居住期間にかかわらず国外財産が相続税の課税対象外とされることとなった（令和3年4月施行）。また、法人税に関し、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載するなどの場合には、損金算入が認められることとなった（令和3年11月施行）。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年1月時点でスチュワードシップ・コードを受けている320の機関投資家のうち、企業年金は55機関（令和3年3月時点から10機関増加）。</li> <li>○ 家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「市場インフラ機能の向上」、「成長・事業再生資金の円滑な供給」について検討を進めた（令和3年10月より5回開催）。</li> <li>○ 東京証券取引所は、金融審議会市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ報告書」（令和元年12月）を踏まえた市場区分の再編を令和4年4月に予定しており、令和4年1月には上場会社による新市場区分の選択結果を公表した。なお、東京証券取引所は、令和2年10月のシステム障害を契機としてレジリエンス向上の観点から立会時間延伸の検討を開始したところ、令和3年10月には、立会時間の30分延伸を前提として具体的な準備を進めていく旨を公表した。</li> <li>○ 特定金融指標として指定したTORFについて、特定金融指標算出業者において、その算出業務を適正に遂行するための体制が整備されているか確認し、金融商品取</li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>引法に基づいて、令和3年10月に業務規程を認可した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ T I B O Rについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関による取組をフォローアップした。また、T I B O Rの欧州域内利用に関しては、欧州委員会と欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。</li> <li>○ 資産運用会社やグループ親会社との間で、各社の運用力強化に向けた取組が顧客利益を最優先する商品組成やファンド管理に繋がっているか等について、対話を実施することを通じ、運用高度化に向けた業務運営体制の確立を推進した。</li> <li>○ 公募投信の「見える化」を定例化するとともに、私募投信やファンドラップ等についても「見える化」を推進した。E S G投資については、資産運用会社に対する質問票及びヒアリングを通じて、現状把握及び課題解決に向けた調査・分析を実施した。また、アセットオーナーやサービスプロバイダー等のインベストメント・チェーンの各主体についても研究に取り組んだ。</li> <li>○ 拠点開設サポートオフィスにおいて、海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る法令相談等について、関係自治体等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに6社の登録（変更登録含む。）が完了した。</li> <li>○ 投資運用業等の登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」について、法令改正や英語での行政対応の拡大を踏まえた改訂を行った。</li> <li>○ 資産運用業従事者に対して、高度人材ポイント制における優遇措置追加や雇用等可能な家事使用人の要件緩和などについて出入国在留管理庁（入管庁）とともに検討し、入管庁において在留資格の利便性向上に係る政令・告示改正を取りまとめ、公表した（令和3年7月施行）。</li> <li>○ 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を開始した（令和3年6月）。</li> <li>○ 日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や各国の在外公館を通じたプロモーション活動に取り組んだほか、公式L i n k e d I n ページを開設し（令和4年1月）、英語での情報発信</li> </ul> |
|--|--|--|--|

|   |                                       |      |        |   |
|---|---------------------------------------|------|--------|---|
|   |                                       |      |        | を開始するなど、発信力の強化に努めた。   |
| 9 | 【横断的施策1】<br>I T技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」、「アカデミアとの連携強化に必要な経費」、「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」、「F i n t e c hをめぐる戦略的対応経費」及び「技術革新を活用した金融サービス高度化のための経費」の令和4年度予算要求（181百万円※）を行い、政府予算に計上（165百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和4年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融サービス仲介業者に対する検査体制の整備:主任統括検査官1名、特別検査官1名、金融証券検査官1名</li> </ul> <p>&lt;法令・制度の整備・改正&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、いわゆるステーブルコインについては速やかな制度的対応が必要とされたことを踏まえ、「資金決済ワーキング・グループ」において、電子的支払手段に関する規律のあり方等について議論を行った。</li> </ul> <p>安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段等取引業の創設、銀行等における為替取引のモニタリング等の共同化の動きへの対応として、為替取引分析業の創設、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、本人確認義務等を課すための規定の整備、等の措置を講ずる必要があることから、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和4年3月）。</p> <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな測定指標（金融サービスの提供に関する法律の施行及び施行後に向けた取組）を設定した。</li> <li>○ 新たな測定指標（送金手段や証券商品等のデジタル化への対応のあり方等の検討）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組）を削除した。</li> <li>○ 測定指標（銀行と電子決済等代行業者の間の接続につ</li> </ul> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>いてのAPI方式への移行のフォローアップ状況)を削除した。</p> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <p>① デジタルイノベーションの加速的な進展への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ FinTechサポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応した。また、FinTech実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁や業界団体とも連携しながら、継続的な支援を行った。また、フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握しつつ、金融機関を含む事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう、支援に注力するため、面談等を通じて、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業等から情報を収集するほか、ミーティング等により、フィンテック・ステークホルダーとの意見交換を行った。</li> <li>○ 金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押しした。また、令和3年11月に、同制度を金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクとして刷新し、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとのAPI連携等も含む先進的な取組に関して相談を受け付けるなどの拡充を行った。</li> <li>○ 国際カンファレンスの開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築と新たな形での連携・協力を行った。</li> <li>○ 分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGIN (Blockchain Governance Initiative Network) の活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を行った。</li> <li>○ 一つの登録で銀行・証券・保険全ての分野における金融サービスの仲介ができることにより、利用者利便の向上が期待される金融サービス仲介業について、その健全な発展及び利用者保護の観点から、自主規制機関の認定</li> </ul> |
|--|--|--|--|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>や事業者の登録審査等の施行を進めた。具体的には、金融サービス仲介業に係る登録申請及び自主規制機関による認定申請について、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から適正な審査を実施した。また、金融サービス仲介業者の登録後は、金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から、自主規制機関とも連携し、当該業者に対するモニタリングを適切に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大手金融機関に対しては、例えば、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やサイバーレジリエンスの強化(脅威ベースのペネトレーションテストの実効性向上を含む)を促した。</li> <li>○ 地域金融機関に対しては、サイバーセキュリティの実効性を検証するリスクプロファイル等に基づき、リスクの高い先に対して検査を実施した。あわせて、これまでの検査・モニタリングのフォローアップも実施した。また、サイバーセキュリティ管理態勢をより精緻に評価するための項目を整備するための検討を進めた。</li> <li>○ サイバーセキュリティ管理態勢について改善の余地がある業態（特に中小・地域金融機関や資金移動業者）に対してDelta Wallへの参加を促した。また、金融機関等のインシデント対応能力の一層の強化に向けて、演習後の速やかな振返りや、課題について深度ある分析を行った。</li> <li>○ サイバー攻撃の脅威動向等について関係機関(NISC、警察庁、公安調査庁、金融ISAC等)と連携し、金融機関等に対して適切に注意喚起を行った。</li> <li>○ システム障害が発生した場合においては、原因や改善策について、モニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害や、金融機関等のシステムリスク管理態勢に問題がみられる場合は、検査を含め、重点的に検証するなど、金融機関等へシステムリスク管理態勢の強化を促した。</li> <li>○ 金融機関等のシステム障害の傾向、原因及び認められた課題や事例等を金融機関等に共有し、金融機関等の自律的な改善を促すことに焦点をあてたモニタリングを進め、システムリスク管理態勢の強化を促した。</li> <li>○ IT・デジタル技術を活用し、新たな形で顧客課題の解決を図る先進的なサービスの提供により、顧客獲得につなげていくITガバナンスの発揮について、経営効率</li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>の観点を含めた上で、デジタル・トランスフォーメーション（DX）への取組といった着眼点から金融機関を含む事業者と深度ある対話を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DXへ取り組む金融機関の課題について、コンサルタント等の有識者と意見交換を実施するとともに、事業者に対するアンケートや対話を実施した。</li> <li>○ デジタライゼーション等による金融業の変化にあわせ、新たな金融サービスを提供する事業者（デジタルバンク）に対して、適切な審査を行った。</li> <li>○ 次世代システム等への移行や、戦略的合併を検討している難度の高いシステム開発プロジェクトについて、スイッチングコストの観点も含め、プロジェクトの企画段階等からきめ細やかに金融機関と対話することで、金融機関の自律的な改善を促すとともに、システムの本番稼働後も、安定稼働に資する運用・保守ができているか等に関してモニタリングを実施した。</li> <li>○ クラウドサービスやマイクロサービスといった新技術を利用した基幹系システムの構築など、先進的取組を行う金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやITに関するリスク管理等の観点について議論していくこと等により取組を後押しするとともに、次世代システムへの転換を目指す取組について有益な情報を収集した。</li> <li>○ モニタリングの品質向上及び金融機関の負担軽減に向けて、システム更改の検証等に関して、日本銀行とリスク認識を共有し、共同ヒアリングを実施した。</li> <li>○ 金融業界における非対面の金融サービス普及を一層後押しするために、パブリックコメントに寄せられた質問や金融庁に寄せられた相談事例等を整理し、令和3年5月に「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&amp;A」を公表した。</li> <li>○ 決済における相互運用性確保及び競争促進に向けて、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から、モニタリングのあり方についての検討を行った。加えて、多頻度小口決済の利便性向上に向け関係者との対話を実施した。</li> <li>○ 電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融EDI（Electronic Data In</li> </ul> |
|--|--|--|--|---|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>terchange)の利活用促進に向けた検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手形・小切手機能の全面電子化に向けて令和3年7月に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しした。</li> <li>○ 令和3年秋に実施した金融業界における手続の電子化の進捗状況に関するアンケート結果を踏まえ、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業態別の電子化の状況や好事例・課題等の共有を通じたフォローアップを行った。</li> <li>○ 法人インターネットバンキングについて、利便性向上及び利用促進を図る観点から金融機関向けの実態調査を実施した。また、上記「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」では、法人インターネットバンキングの利用促進に係る取組等についてもフォローアップを行った。</li> <li>○ 金融安定理事会（FSB）の『『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－金融安定理事会のハイレベルな勧告の実施に係る進捗報告書』（令和3年10月G20に提出）の作成に積極的に貢献するとともに、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿って、Building Block 16（プロキシレジストリを伴う固有識別子の策定）のワークストリームの作業において、主導的な役割を果たした。</li> <li>○ CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、日本銀行において現在実施している基本機能に関する概念実証に続いて令和4年度中までに周辺機能に関する概念実証を行うこととしており、財務省と連携しつつ、検討に貢献した。また、G7における公共政策上の原則策定（令和3年10月公表）に貢献した。</li> <li>○ 民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する観点から、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討を進めた。</li> <li>○ 預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して対応を行った。</li> <li>○ 金融機関の従業員のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向け、引き続き業界団体等にカード取得に向けた取組を促し、フォローアップを行ったほ</li> </ul> |
|--|--|--|--|---|

|    |  |      |            |  |
|----|--|------|------------|--|
|    |  |      |            | <p>か、デジタル庁との連携・協働の下、業界団体と協働して公的個人認証の活用に向けたイベントを開催した。</p> <p>② 金融技術の発展を受けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげた。</li> </ul>  |
| 10 | <p>【横断的施策2】<br/>業務継続体制の<br/>確立と災害への<br/>対応</p> | 目標達成 | 引き続き<br>推進 | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」の令和4年度予算要求(110百万円)を行い、政府予算に計上(110百万円)された。</p> <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測定指標(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援)の見直しを行い、新たな測定指標(自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特則含む)の運用支援)を設定した。</li> <li>○ 測定指標(個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進)を削除した。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府防災訓練への参加に加え、金融庁業務継続計画の実効性を検証・確認するために、職員の安否確認訓練、参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等に関係機関と連携して実施した。</li> <li>○ 金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、金融機関等と合同で訓練を実施したほか、金融機関等の業務継続計画の整備状況等について、アンケート等を通じて検証した。</li> <li>○ 令和3年7月の大雨等に対して、日本銀行と連携し、金融機関に対して「金融上の措置」の要請を実施した。また、必要に応じて、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施し、被災者へのきめ細かな支援を促進した。</li> <li>○ コロナへの対応として、引き続き、金融庁業務継続計画を踏まえ、職員の感染防止に努めるとともに、緊急事態宣言を踏まえ、金融機関に対し、感染拡大防止に努めつつ、必要業務の継続について適切に対応するよう要請した。</li> <li>○ コロナの影響により、住宅ローンや事業性ローン等の</li> </ul> |

|    |                                    |              |            |   |
|----|------------------------------------|--------------|------------|---|
|    |                                    |              |            | <p>既往債務の返済が困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人や個人事業主に対して、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』について周知を実施した。</p>  |
| 11 | <p>【横断的施策3】<br/>その他の横断的<br/>施策</p> | 相当程度<br>進展あり | 改善・見<br>直し | <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、「アジア等の金融インフラ整備支援事業」、「グローバル金融連携センター経費」、「気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費」、「サステナブルファイナンスの推進に必要な経費」、「国際的なイニシアティブ参画支援事業に必要な経費」、「国際開発金融機関協力経費」、「金融分野のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策向上に必要な経費」、及び「新興市場国等を対象にした金融行政研修に必要な経費」の令和4年度予算要求（617百万円）を行い、政府予算に計上（406百万円）された。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和4年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済安全保障室の設置：室長1名</li> <li>○ マネロン・テロ資金供与対策のための体制整備：特別検査官2名、金融証券検査官5名</li> <li>○ ソーシャルボンドの企画・推進のための体制整備：課長補佐1名、係長1名</li> <li>○ 業務におけるデジタル技術の活用のためのDX推進体制整備：課長補佐1名</li> <li>○ サステナビリティ開示の推進と国際的な議論への参画に係る体制整備：課長補佐1名、係長1名</li> </ul> <p>&lt;法令・制度の整備・改正&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年3月、金融機関の実効的な体制整備を図る観点から、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正した。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標を明確にするため、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」及び「横断的施策-2」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大。）を図ること）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（①国際的に協調した対応、②世界共通の課</li> </ul> |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>題への対応、国際的な議論への貢献)の見直しを行い、新たな測定指標(①国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献、②国際的なネットワークの強化、③サステナブルファイナンスの推進)を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな測定指標「経済安全保障上の対応」を設定した。</li> <li>○ 新たな測定指標「金融庁の行政手続の電子化」を設定した。</li> <li>○ 測定指標「金融機関等から受け付ける申請・届出等についてのシステム及び制度面での対応状況」を削除した。</li> <li>○ 測定指標「保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況」を削除した。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主な事務事業の見直しを行い、③サステナブルファイナンスの推進や⑧経済安全保障上の対応といった事務事業を新たに設け、以下の取組を実施した。</p> <p>① 国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な国際会議の議長等を務めることで、金融分野における国際的な議論を主導した(金融安定理事会規制監督上の協調に係る常設委員会(F S B S R C)議長(～令和3年9月)、バーゼル銀行監督委員会監督協力部会(B C B S S C G)共同議長(令和3年1月～)、証券監督者国際機構アジア・太平洋地域委員会(I O S C O A P R C)議長(平成28年5月～)及び多国間情報交換枠組みモニタリンググループ議長(平成30年5月～)、保険監督者国際機構(I A I S)執行委員会共同副議長(平成24年10月～)、規制監視委員会評価基準委員会(R O C C E S)議長(令和4年1月～)、金融活動作業部会(F A T F)コンタクト・グループ共同議長(令和元年8月～)等)。</li> <li>○ コロナの世界的大流行に伴う金融の安定性に関する影響分析や対応が進められる中、F S Bによる最終報告書「マネー・マーケット・ファンド(MMF)の強靭性向上のための政策提案」(令和3年10月G20に提出)、「ノンバンク金融仲介(N B F I)の強靭性向上:進捗報告書」(令和3年11月)といった公表物の作成など、F S Bを中心としたMMF等のN B F Iに関する作業に積極的に参加し、国際的な議論に貢献した。</li> <li>○ 金融活動作業部会(F A T F)第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン等対策を高度化していくため、検査要員の確保等の</li> </ul> |
|--|--|--|--|---|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>検査・監督体制の強化、利用者への周知、協力要請等の取組につき、金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態から順にマネロン等対策に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の底上げを図った。</li> <li>○ 取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン等対策共同システムの実用化の検討に取り組んだ。</li> <li>○ 各金融機関等におけるマネロン等対策の強化に当たっては、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促したほか、業界団体等と連携した広報活動等を通じて、広く利用者の理解と協力を求めた。</li> <li>○ F A T F 等における国際的な議論について、特に、「暗号資産・暗号資産交換業者に関する F A T F 基準についての2回目の12ヵ月レビュー報告書」（令和3年7月）及び「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベースアプローチに関するガイダンス」改訂版（令和3年10月）の公表など、金融庁が共同議長を務めるコンタクト・グループ関係の作業を中心に、主導的な役割を果たした。</li> <li>○ 第三者委託を含むオペレーショナル・レジリエンスやサイバーインシデントへの対応に関し、海外での規制動向など、各国における取組を適切に把握した。また、F S B の作業グループに参加し「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」（令和3年6月）、「サイバー事象報告－既存のアプローチとより広い範囲での収斂に向けた今後のステップ」（令和3年10月 G 20 に提出）といった公表物の作成に積極的な貢献をおこなった。</li> <li>○ 国際会議等において、ウクライナ情勢に関する議論に貢献した。</li> <li>○ ウクライナ情勢を受けて、G7 各国によるロシアに対する経済制裁の実効性を確保するため、令和4年3月、暗号資産交換業者に対し、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、①顧客が指定する受取人が制裁対象者である又はその疑いがある場合、その暗号資産の移転を行わないこと、②顧客の依頼を受け暗号資産を移転し、事後に移転先が制裁対象者と判明した場合、関係当局に速やかに報告すること、③上記①②の実効性</li> </ul> |
|--|--|--|--|

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>を高めるため、暗号資産取引についてモニタリングを強化すること、などについて、財務省と金融庁の連名で、要請した。</p> <p>② 国際的なネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アジア・新興国の金融当局との意見交換を実施し、ネットワークの構築・強化を進めた。具体的には、令和3年4月に印(準備銀行等)、令和3年9月に中(銀保監会等)、令和3年9月に韓(金融委員会等)、令和3年11月に越(国家証券委員会等)、令和4年1月に台湾(金融監督管理委員会)との意見交換を行った。また、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一同に会する「中国金融研究会(第7回)(令和3年12月)」や「日印金融協力対話(令和3年4月)」を開催した。</li> <li>○ アジア・新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター(GLOPAC)によるオンライン型研修プログラムを実施し、知日派の育成、及び協力関係の構築に努めた。具体的には、アジアに限らず、中東やアフリカ、中南米を含む16か国の当局者28名に対し、関心事項に沿った研修プログラムを実施した。また、過去に本研修を修了した当局者を対象としたアルムナイ・フォーラムの開催及び金融庁ウェブサイトのGLOPAC特集ページ改良等により、引き続き、ネットワークの維持に努めた。</li> <li>○ 先進国との間においても、共通して取り組むべき国際的課題への対応に向け、経済連携協定(EPA)に基づく合同金融規制フォーラム開催(日EU合同金融規制フォーラム(令和4年3月))や、海外当局との意見交換(全米保険監督協会(NAIC)(令和3年12月)、欧州保険・企業年金監督機構(EIOPA)(令和3年12月)等)を通じて議論を進め、協力関係を深化させた。</li> </ul> <p>③ サステナブルファイナンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、気候関連財務情報開示タクスフォース(TCFD)提言に沿った開示などの民間の自主的な取組を推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、気候変動を含むESGに関する開示の好事例を含めて公表した(令和3年12月)。</li> <li>○ 「グリーン国際金融センター」の実現に向け、国内外の様々な投資家が脱炭素等に資する投資判断を容易かつ的確に行える環境整備を進めた。サステナブルファイナンス有識者会議報告書の提言を受け、10月にJPXに</li> </ul> |
|--|--|--|---|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>においてJ P X「サステナブルファイナンス環境整備検討会」が設置された。4回にわたり、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する情報プラットフォーム等について、実務的な検討を重ね、令和4年年央までに、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する情報プラットフォームを設置するなどの方向性を取りまとめた中間報告書を令和4年1月に発表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、E S G投資が拡大する中で重要性が増すE S G評価・データ提供機関について、期待される行動規範のあり方等の議論を進めるため、令和4年2月に「E S G評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置した。</li> <li>○ サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めるに当たり、各産業がカーボンニュートラルを実現するためのトランジション（移行）も含め、企業の取組が適切に評価されるものとなるよう、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を策定した（令和3年5月）。</li> <li>○ 投資家保護の観点から、急拡大している個人向けE S G関連投資信託について、資産運用会社・販売会社に対するモニタリングを進めた。</li> <li>○ ソーシャルボンドについては、令和3年10月にガイドラインを確定した。同年12月に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置し、関係省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標を具体的に例示する文書の策定に向けて検討を開始した。</li> <li>○ 金融機関における投融資先の気候変動に対応できるよう積極的に関与し、ノウハウを提供するなどの支援を行うことが期待されている。こうした金融機関の取組を着実に進める観点から、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための地域金融機関向けの情報や知見を共有するなどの取組をさらに進めるため、関係省庁連携をした。</li> <li>○ 日本銀行と連携し、3メガバンク・大手損保3グループを対象に、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）シナリオを共通シナリオとするシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施した。</li> <li>○ 令和3年11月に開催されたC O P 26（気候変動枠組条約締約国会議）に向けた動き等を踏まえ、NGFSや、FSB及び各基準設定主体等における関連部会への参加を通じ、サステナブルファイナンスに関する国際的な</li> </ul> |
|--|--|--|--|--|

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>議論に貢献した。サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）や、IOSCOにおいては関連部会の共同議長を務めるなど、主導的な役割を果たした。くわえて、国内対応に資するよう、シナリオ分析に関する委託調査や、民間部門の国際的な取組等に関する情報収集を通じて、知見の蓄積を進めた。また、令和3年11月には、民間企業や金融機関等が構築する組織である自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムに参加するなど、気候変動以外のサステナビリティ関連事項についても国際的な議論に貢献した。</p> <p>○ 国際会計基準（IFRS）財団により公表された、サステナビリティ報告に関する新たな基準設定主体（ISSB）の設立及び運営に係る費用として、同財団に対し資金拠出を行った。</p> <p>④ 規制・制度改革等の推進</p> <p>○ 民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う手続のうち、紙の書面の作成・提出等を求めている手続、押印を求めている手続、対面での手続を求めている手続について必要な見直しを行うため、金融庁が所管する関係法令及び監督指針等について所要の規定の整備を実施した。</p> <p>○ 地方公共団体による立入検査証の発行事務の軽減等のため、金融庁所管法令のうち、地方公共団体の職員の立入検査証の様式を定めているものについて、他分野の立入検査証との統合を可能とする命令を制定した。</p> <p>⑤ 事前確認制度の適切な運用</p> <p>○ ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図った。</p> <p>⑥ 金融行政におけるITの活用</p> <p>○ 当庁におけるデジタル・ガバメント中長期計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用や価値を生み出すITガバナンスの強化に取り組んだ。また、情報セキュリティ対策の推進について、技術的な対策の多重化や多層化を行うとともに、職員に対する訓練や教育を行う等、情報セキュリティ対策の向上等を推進した。さらに、金融庁全職員のIT・セキュリティのリテラシー向上と専門性向上を図</li> </ul> |
|--|--|--|---|

|    |   |          |        |   |
|----|---|----------|--------|---|
|    |   |          |        | <p>るため、管理職向け、全職員向けにDX研修等を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融庁の行政手続の電子化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組を進めた(令和4年度下期に運用を開始する予定)。</li> </ul> </li> <li>○ 金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、要求要件を踏まえた具体的な調達仕様書の策定に取り組んだ。</li> </ul> <p>⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組んだ。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、引き続きアンケートを行った。</li> </ul> <p>⑧ 経済安全保障上の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融業の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携した。</li> </ul> |
| 12 | <p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】<br/>金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 測定指標「金融庁Twitter(日本語版アカウント、英語版アカウント)のフォロワー数、ツイート(発信)回数、いいね数、リツイート数」に「その他SNSでの情報発信強化」を追加した。</li> <li>○ 測定指標「財務局の金融行政担当部局との一体化に向けた取組状況」を見直し、新たな測定指標「財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況」を設定した。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガバナンスの改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策評価有識者会議を実施し、金融行政として取り組むべき重要な課題等について議論を行った。</li> <li>・ サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有</li> </ul> </li> </ul>  |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、業務改善とガバナンスの専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施した。また、職員アンケートによる自己評価を実施した。</li> <li>・ 金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進した。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施した。</li> </ul> <p>○ 金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行った。</li> <li>・ タイムリーかつより幅広い情報発信を行う観点から、英語で公表された事案についてはウェブサイトだけでなく、T w i t t e r 等を活用している。さらに、金融庁の政策をより理解しやすいものとするため、月刊で発行する広報誌「アクセスFSA」を英訳して公表している。このように英語による積極的な情報発信を行った。</li> <li>・ 金融庁ウェブサイトの安定的な稼働に関し、第一期政府共通プラットフォームから第二期政府共通プラットフォームへのシステム移行について、必要な設計、開発、テスト、移行等を完了し、新システムでの運用を開始した。</li> </ul> <p>○ 総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」を策定した。</li> <li>・ 国際金融センターの実現やサステナブルファイナンスの推進等の庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図った。</li> </ul> <p>○ 金融技術の発展を受けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発</li> </ul> |
|--|--|--|---|

|    |  |          |        |   |
|----|--|----------|--------|---|
|    |  |          |        | <p>展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務局とのさらなる連携・協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域において金融行政を担う財務局との緊密な連携・協働をさらに進めるため、幹部レベルや実務レベルでのオンライン会議等を活用した適時の情報共有の継続・拡充、若手を含めた財務局職員からの政策提言の募集など、コミュニケーションの充実等を進めた。</li> </ul> </li> </ul> <p>また、金融行政の政策実現に向けた効率的・効果的な業務運営について、最適な業務運営となるソリューションを生み出せるよう、金融庁と財務局が協働してさらなる検討を行った。</p>  |
| 13 | <p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策2】<br/>検査・監督の見直し</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年6月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。</li> <li>○ 令和3年6月に「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」を公表した。</li> <li>○ 令和3年6月に「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した。</li> <li>○ 検査・監督の品質管理について、業務改善とガバナンスの専門家による外部評価を実施し、令和3年6月に「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等を公表した。</li> <li>○ 検査等の実施に当たっては、金融機関との意思疎通や適切な認識の共有を図るために、立入検査による直接対話とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担軽減にも配慮した運営を行った。</li> <li>○ 日本銀行との連携強化については、令和2年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」のもとでの検討を踏まえ、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化等、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて取り組んでいる。</li> <li>○ モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修のさらなる充実を図るとともに、事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための階層別参加体験型グループ学習を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進した。</li> </ul> |
| 14 | 【金融庁の行政運営・組織の改革                          | 目標達成     | 引き続き推進 | <p>&lt;事前分析表&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p>  |

|  |                                   |  |   |
|--|-----------------------------------|--|---|
|  | <p>施策3】<br/>金融行政を担う<br/>人材育成等</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを不断に進化させていくため、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高めること）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（職員による主体的な取組を支える環境整備）の見直しを行い、新たな測定指標（職員の主体性を重視した枠組みの活用状況）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（マネジメントを意識した施策の実施状況）の見直しを行い、新たな測定指標（適切なマネジメントに向けた取組状況）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（専門性向上を目的とした人材育成等の実施状況）の見直しを行い、新たな測定指標（専門人材育成の取組状況）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（業務の合理化・効率化の実施状況）の見直しを行い、新たな測定指標（業務の合理化・効率化の取組状況）を設定した。</li> <li>○ 測定指標（人事改革の進捗状況の検証）を削除した。</li> </ul> <p>&lt;その他の反映状況&gt;</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融をめぐる環境の変化などを踏まえて、人材育成の基礎となる専門分野を見直すとともに、各分野における知見が組織全体で共有されるような取組や、人材育成に関する基本方針の職員への「見える化」等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を引き続き進めた。</li> <li>・意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、参加者を主な対象に関連研修を実施した。</li> <li>・金融機関のモニタリング業務等に従事する職員に対して、多様な実践の機会の提供、リスク管理分野におけるモニタリングや新しい業態への対応力を高める仕組みの構築を進めた。</li> </ul> </li> <li>○ 職員の主体性・自主性の重視 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策オープンラボ」や個人論文の執筆を組織的に支援する枠組みが一層活用されるための環境づくりを引き続き進めた。</li> </ul> </li> <li>○ 誰もが能力を発揮できる環境の実現</li> </ul> |
|--|-----------------------------------|--|---|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き進めた。</li> <li>・職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、「サクッとRPA」の活用等、庶務業務などのさらなる合理化・効率化に向けた取組を進めた。</li> <li>○ 幹部職員等のマネジメント力向上</li> <li>・課室長以上職員のマネジメントの考え方・方針を部下職員等に「見える化」する取組を引き続き実施した。</li> <li>・現場のリーダーの役割が期待される職員を長とする少人数グループ編成や、1on1ミーティングの奨励などを通じ、きめ細かい組織運営を促した。</li> <li>・幹部職員等に対し360度評価や外部講師によるマネジメント研修を実施した。</li> <li>・職場環境などのさらなる改善につなげるため、全職員対象の満足度調査を引き続き実施した。</li> </ul> |
|--|--|--|--|---|

表4 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kisei/fsa.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html)) 参照

| No. | 政策の名称                                  | 政策評価の結果        | 反映状況   | 政策評価の結果の政策への反映状況                                    |
|-----|--|----------------|--------|---|
| 1   | 大量保有報告制度の見直し(令和3年5月27日公表)              | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 2   | 保険募集の基本的ルール創設(令和3年5月31日公表)             | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 3   | 保険募集人に対する規制の整備(令和3年5月31日公表)            | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 4   | 少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し(令和3年7月7日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |

|    |  |                |        |   |
|----|--|----------------|--------|---|
| 5  | 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し(令和3年7月7日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 6  | 取扱有価証券の範囲の見直し(令和3年7月7日公表)                  | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 7  | 出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止(令和3年7月7日公表)    | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 8  | インサイダー取引規制の見直し(令和3年7月7日公表)                 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 9  | 空売り規制の総合的な見直し(令和3年7月7日公表)                  | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 10 | 適格機関投資家等特例業務の見直し(令和3年7月7日公表)               | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 11 | 投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加(令和3年7月7日公表)           | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 12 | プロ向けファンドに関する規制の見直し(令和3年7月7日公表)             | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 13 | 中央清算されない店頭デリバティブ取引への証                      | 必要性及び有効性が認めら   | 引き続き推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |

|    |  |                            |            |   |
|----|--|----------------------------|------------|---|
|    | 抛金授受の義務<br>付け(令和4年3月<br>31日公表)                         | れる                         |            |   |
| 14 | 法人顧客を相手<br>方とする店頭F<br>X取引に係る証<br>抛金規制(令和4<br>年3月31日公表) | 必要性及<br>び有効性<br>が認めら<br>れる | 引き続き<br>推進 | <引き続き推進><br>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き<br>適切に運用することとした。 |